

第93期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時 2022年6月29日（水曜日） 午前10時
場所 佐賀市唐人二丁目7番20号
当行本店8階大会議室

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

本総会におきましては、新型コロナウイルス感染の可能性が懸念されております。

ご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

<お知らせ>

ご出席株主さまへのお土産の配布は本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目 次

- 第93期定時株主総会招集ご通知・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- インターネット等による議決権行使のご案内・・・・・・・・ 3

<株主総会参考書類>

- 第1号議案 剰余金の処分の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第2号議案 定款一部変更の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
11名選任の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件・・・・・・・・ 25
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件・・・・・・ 30
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
ストックオプション報酬額及び内容決定の件・・・・・・ 31

<添付書類>

- 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 計算書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52



証券コード：8395

株 主 各 位

佐賀市唐人二丁目7番20号

株式会社 **佐賀銀行**

取締役頭取 坂 井 秀 明

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日） 午前10時
 2. 場 所 佐賀市唐人二丁目7番20号 当行本店8階大会議室
 3. 目的事項
- 報告事項
1. 第93期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第93期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

<p>当日ご出席による 議決権行使</p>	<p>郵送（書面）による 議決権行使の場合</p>	<p>電磁的方法 （インターネット等） による議決権行使の場合</p>
 <p>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するように返送ください。</p>	 <p>議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。</p>
<p>開催日時</p> <p>2022年6月29日（水） 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p>2022年6月28日（火） 午後5時30分到着分まで</p>	<p>行使期限</p> <p>2022年6月28日（火） 午後5時30分まで</p>
<p>3～4 頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。</p>		

- ① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。
なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.sagabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。

1. 事業報告

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| (1) 当行の新株予約権等に関する事項 | (5) 親会社等との間の取引に関する事項 |
| (2) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | (6) その他 |
| (3) 業務の適正を確保するための体制および運用状況 | |
| (4) 特定完全子会社に関する事項 | |

2. 計算書類等

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 株主資本等変動計算書 | (3) 連結株主資本等変動計算書 |
| (2) 個別注記表 | (4) 連結注記表 |

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類等及び連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類等及び連結計算書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちにインターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.sagabank.co.jp/>）にて、修正後の内容を開示いたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分まで

ご注意事項

- 株主さまのインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、すべて株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等が不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

〔議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、右記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

アクセス手順について



ID・パスワード入力 する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

または

みずほ信託 議決権行使サイト

検索



「スマート行使」による 方法

1 QRコードを読み取る



スマートフォンのQRコード読み取りアプリを起動して、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り、ウェブブラウザを起動させる

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



次へすすむをクリック

2 ログイン

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の左下に記載されております。

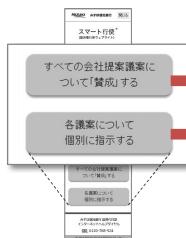


議決権行使書ウラ面に記載の「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード入力画面が出ますので、議決権行使書ウラ面に記載のパスワードを入力し、その後パスワードを変更してください。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了
です。

「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、上記「ID・パスワード入力する方法」でご修正いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。当期の期末配当についてもその基本方針に基づき安定した配当を維持することとし、1株につき35円といたしたいと存じます。これにより中間配当35円と合わせた当期の配当金は、当初の予定どおり1株につき70円となります。

なお、今後につきましては、引き続き安定配当を基本方針としながら、業績等を総合的に勘案しつつ、株主の皆さまへの利益還元を図っていきたいと考えております。

また、内部留保として別途積立金に3,000,000,000円を積立たいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金35円 総額587,100,710円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

2. その他の剰余金に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当行は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会における議決権を付与することや、監査等委員会の意見陳述権の行使等により、コーポレートガバナンスの充実を図るとともに、更なる企業価値向上を図りたく、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。つきましては、当行定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) その他、上記各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(現行定款・変更案対照表)

(___を表示した箇所が変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株 式 第5条～第11条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当銀行の取締役は、14名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (現行どおり) (削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第16条 1. 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 1. 当銀行の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、14名以内とする。 2. 当銀行の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> <p>第22条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役会の決議事項について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当銀行は、監査役および監査役会を置く。 (員数)</p> <p>第31条 当銀行の監査役は、4名以内とする。 そのうち社外監査役でない監査役を1名以上とする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役会の決議事項について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当銀行は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第31条 当銀行は、<u>監査等委員会を置く。</u> (削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(選任方法)</u> 第32条 1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. 当銀行は、会社法第329条第3項の規定に基づき、定款に定める社外監査役でない監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第38条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>1. <u>当銀行は、第93期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>2. <u>変更前の定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後の定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>3. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>4. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（11名）は、本総会の終結の時をもって任期満了になりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	じん の うち よし ひろ 陣 内 芳 博 再任	取締役会長
2	さか い ひで あき 坂 井 秀 明 再任	取締役頭取（代表取締役）
3	つつみ かず ゆき 堤 和 幸 再任	常務取締役
4	なか むら しん ぎぶ ろう 中 村 紳三郎 再任	常務取締役D I 本部長
5	うの いけ とおる 鵜 池 徹 再任	常務取締役
6	やま さき しげ ゆき 山 崎 繁 行 再任	取締役業務統括本部長
7	こう そ ひろし 高 祖 浩 再任	取締役佐賀南ブロック長 兼本店営業部長兼呉服町支店長
8	くち いし よう いち ろう □ 石 洋一郎 新任	執行役員営業統括本部副本部長 兼営業統括部長
9	の ぐち まこと 野 □ 誠 新任	執行役員業務統括本部システム部長
10	ふる たち なお と 古 舘 直 人 再任 社外	取締役
11	とみ よし けん た ろう 富 吉 賢太郎 再任 社外	取締役

取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
1	<small>じん の うち よし ひろ</small> 陣 内 芳 博 (1949年12月28日生) 再 任	1972年 4 月 当行入行 1995年 6 月 同本庄支店長 1998年 6 月 同鍋島支店長 2000年 6 月 同共同化推進プロジェクトチームプロジェクトリーダー兼総合企画部副部長兼事務管理部副部長 2002年 6 月 同システム部長兼共同化推進プロジェクトチームプロジェクトリーダー 2003年 6 月 同取締役総合企画部長 2005年 6 月 同常務取締役総合企画部長 2007年 6 月 同常務取締役 2010年 6 月 同代表取締役専務 2011年 6 月 同代表取締役副頭取 2012年 6 月 同代表取締役頭取 2018年 4 月 同代表取締役会長 2020年 6 月 同取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 佐賀商工会議所 会頭 (取締役候補者とした理由) 1972年入行後、システム部長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2010年から代表取締役、2012年から頭取を務め、2018年から会長に就任し、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。	7,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
2	<p style="text-align: center;"> <small>さか</small> <small>い</small> <small>ひで</small> <small>あき</small> 坂 井 秀 明 (1958年9月5日生) 再 任 </p>	<p> 1981年4月 当行入行 2002年6月 同二日市支店長兼都府楼支店長 2002年11月 店舗統廃合により同二日市支店長 2004年4月 同総合企画部副部長 2007年6月 同武雄支店長 2009年6月 同総合企画部長 2011年6月 同取締役総合企画部長 2014年4月 同常務取締役 2018年4月 同代表取締役頭取 現在に至る (取締役候補者とした理由) 1981年入行後、武雄支店長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2011年から取締役、2014年から常務取締役を務め、2018年から代表取締役頭取に就任し、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。 </p>	5,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
3	<p data-bbox="219 435 495 455">つつみ かず ゆき</p> <p data-bbox="219 459 495 485">堤 和 幸</p> <p data-bbox="219 489 495 515">(1960年5月29日生)</p> <p data-bbox="309 556 405 591">再任</p>	<p data-bbox="526 208 1158 341">1984年4月 当行入行 2002年6月 同松原支店長 2004年4月 同干隈支店長兼野芥支店長 2004年6月 同干隈エリア長兼干隈支店長兼野芥支店長 2006年6月 同博多駅東エリア長兼 博多駅東支店長兼那珂支店長</p> <p data-bbox="526 368 1130 583">2008年6月 同東京支店長兼総合企画部東京事務所長 2010年6月 同久留米支店長 2012年6月 同神野町エリア長兼神野町支店長 2015年4月 同執行役員神野町エリア長兼神野町支店長 2016年4月 同執行役員本店営業部長 2016年6月 同取締役本店営業部長 2018年4月 同取締役 2018年6月 同常務取締役 現在に至る</p> <p data-bbox="526 610 1195 813">(取締役候補者とした理由) 1984年入行後、神野町支店長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2015年から執行役員、2016年から取締役、2018年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者となりました。</p>	9,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
4	<p data-bbox="223 420 495 503">なか むら しん びぶ ろう 中 村 紳 三 郎 (1962年12月11日生)</p> <p data-bbox="311 541 405 579">再 任</p>	<p data-bbox="526 208 1161 579">1985年 4 月 当行入行 2008年 6 月 同審査管理部副部長 2010年 6 月 同八幡支店長 2012年 6 月 同渡辺通支店長 2014年 4 月 同総合企画部長 2017年 6 月 同取締役総合企画部長 2018年 4 月 同取締役営業統括本部長代理兼 福岡本部推進部長 2018年 6 月 同取締役営業統括本部副本部長 2020年 4 月 同取締役 2020年 6 月 同常務取締役業務統括本部長 2021年 4 月 同常務取締役業務統括本部長兼D I 本部長 2022年 4 月 同常務取締役D I 本部長 現在に至る</p> <p data-bbox="526 583 1195 790">(取締役候補者とした理由) 1985年入行後、渡辺通支店長、総合企画部長、福岡本部推進部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2017年から取締役、2020年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。</p>	7,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
5	<p style="text-align: center;"> <small>うの</small> <small>いけ</small> <small>とおる</small> 鵜 池 徹 (1962年4月24日生) 再任 </p>	<p> 1986年4月 当行入行 2004年6月 同片江支店長 2006年6月 同干隈エリア長兼干隈支店長兼野芥支店長 2007年6月 同八幡支店長 2010年6月 同春日エリア長兼春日支店長兼 須玖支店長兼那珂川支店長 2010年10月 同春日エリア長兼春日支店長兼須玖支店長 2012年6月 同博多支店長 2014年4月 同福岡支店長 2015年3月 同福岡エリア長兼福岡支店長 2016年4月 同営業統括本部福岡本部推進部長 2017年4月 同執行役員営業統括本部福岡本部推進部長 2018年4月 同執行役員本店営業部長 2018年6月 同取締役本店営業部長 2020年4月 同取締役 2020年6月 同常務取締役 現在に至る </p> <p>(取締役候補者とした理由) 1986年入行後、福岡本部推進部長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2017年から執行役員、2018年から取締役、2020年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。</p>	2,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
6	<p style="text-align: center;"> <small>やま さき しげ ゆき</small> 山 崎 繁 行 (1963年3月15日生) 再 任 </p>	<p> 1987年4月 当行入行 2012年6月 同柳川支店長 2013年7月 同生産性向上プロジェクトチームプロジェクトリーダー 2016年4月 同生産性企画部長 2018年4月 同執行役員総合企画部長兼生産性企画部長兼For“S”プロジェクトチームプロジェクトリーダー 2019年4月 同執行役員唐津エリア長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長 2019年6月 同取締役唐津エリア長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長 2020年4月 同取締役唐津ブロック長兼唐津エリア長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長 2022年4月 同取締役業務統括本部長 現在に至る (取締役候補者とした理由) 1987年入行後、柳川支店長、生産性企画部長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2018年から執行役員、2019年から取締役に務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。 </p>	3,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
8	<p data-bbox="223 409 495 495"> <small>くち いし よう いち ろう</small> □ 石 洋 一 郎 (1966年10月12日生) </p> <p data-bbox="314 530 405 560" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">新 任</p>	<p> 1985年4月 当行入行 2011年6月 同早良西支店長 2013年4月 同麦野エリア長兼麦野支店長 2015年4月 同二日市エリア長兼二日市支店長 2017年4月 同佐世保支店長 2019年4月 同鳥栖エリア長兼鳥栖支店長兼 鳥栖駅前支店長 2019年10月 同鳥栖エリア長兼鳥栖支店長兼 鳥栖駅前支店長兼鳥栖支店旭出張所長 2020年4月 同営業統括本部営業統括部長 2021年4月 同執行役員営業統括本部営業統括部長 2022年4月 同執行役員営業統括本部副本部長兼 営業統括部長 現在に至る (取締役候補者とした理由) 1985年入行後、鳥栖支店長、営業統括部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2021年から執行役員を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。 </p>	289株
9	<p data-bbox="223 873 495 960"> <small>の くち まこと</small> 野 □ 誠 (1966年6月24日生) </p> <p data-bbox="314 994 405 1025" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">新 任</p>	<p> 1990年4月 当行入行 2017年4月 同相浦支店長 2019年4月 同審査管理部長 2021年4月 同執行役員佐賀北ブロック長兼神野町支店長 2022年4月 同執行役員業務統括本部システム部長 現在に至る (取締役候補者とした理由) 1990年入行後、審査管理部長、神野町支店長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2021年から執行役員を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。 </p>	1,804株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
10	<p>ふる たち なお と 古 館 直 人 (1946年6月1日生)</p> <p>再 任 社 外</p>	<p>1969年7月 日本銀行入行 1991年10月 同小樽支店長 1993年5月 同発券局参事 1994年5月 同経営管理局兼発券局参事 1995年5月 同福岡支店長 1997年11月 同検査役 1998年5月 同検査室長 1999年6月 同退職 1999年6月 財団法人金融情報システムセンター理事 2001年5月 中部証券金融株式会社顧問 2001年6月 同取締役社長 2007年6月 日証金信託銀行株式会社専務取締役 2008年4月 同代表取締役社長 2012年6月 同相談役 2013年6月 同非常勤顧問 2013年7月 明治安田生命保険相互会社非常勤顧問 2015年6月 当行取締役 現在に至る</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 2015年から7年間当行の社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べており、これまでの経験及び知識を活かして、引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として社外取締役候補者いたしました。</p> <p>日本銀行にて福岡支店長、検査室長を務めるなど30年に亘り勤務経験があり、その後、中部証券金融株式会社取締役社長や日証金信託銀行株式会社代表取締役社長を歴任し、金融機関に関する専門的な知識及び経験を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
11	<p style="text-align: center;">とみ よし けん た ろう 富 吉 賢 太 郎 (1949年12月22日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任 社 外</p>	<p>1972年 4 月 株式会社佐賀新聞社入社 1989年 4 月 同有田支局長 1994年 4 月 同編集局報道部長兼論説委員 1998年 4 月 同編集局次長報道センター長兼論説委員 1998年10月 同唐津支社長 2002年 4 月 同論説委員会論説副委員長 2003年 4 月 同論説委員会論説委員長 2009年 4 月 同論説委員会執行役員論説委員長 2011年 4 月 同取締役・執行役員編集局長 2014年 6 月 同常務取締役編集局長 2015年 4 月 同常務取締役編集主幹 2016年 6 月 同専務取締役編集主幹 2018年 4 月 同専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長 2019年 4 月 同非常勤取締役名誉論説委員長 2019年 4 月 学校法人佐賀清和学園理事長 2019年 6 月 当行取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 学校法人佐賀清和学園 理事長 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 2019年から3年間当行の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べており、これまでの経験及び知識を活かして、引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として社外取締役候補者といたしました。 株式会社佐賀新聞社に永年勤務し、専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長を務めた実績があり、報道機関での豊富な経験と専門的な知識を有していること及び佐賀清和学園の理事長として、豊富な経験と幅広い知識を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 古舘直人氏、富吉賢太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 古舘直人氏、富吉賢太郎氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
4. 古舘直人氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
富吉賢太郎氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者古舘直人氏、富吉賢太郎氏は、現在当行社外取締役としてすでに責任限定契約を結んでおりますが、選任後も当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
6. 当行すべての役員（取締役及び監査役）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役城野吉章、井寺修一、田中俊章、池田巧の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
1	<p>じょう の よし あき 城 野 吉 章 (1965年9月14日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</p>	<p>1990年4月 当行入行 2014年4月 同神野町エリア鍋島支店長 2016年4月 同県庁支店長兼営業統括本部営業支援部副部長 2017年4月 同東京支店長兼総合企画部東京事務所長 2019年4月 同総合企画部長兼収益管理室長 2020年4月 同執行役員総合企画部長兼収益管理室長 2021年4月 同執行役員 2021年6月 同常勤監査役 現在に至る</p> <p>(監査等委員である取締役候補者とした理由) 1990年入行後、県庁支店長、東京支店長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、2020年から執行役員、2021年から常勤監査役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、これらの経験及び識見を活かして、引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>	3,000株
2	<p>い であ しゅう いち 井 寺 修 一 (1977年6月15日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">社外</p>	<p>2005年10月 弁護士開業 2016年6月 当行監査役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人令和 池田法律事務所 代表弁護士 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 弁護士として企業法務・自治体法務等専門的な知識及び経験を有しております。2016年から社外監査役を務め、客観的な立場から公正中立・適時適切な意見・助言を述べております。引き続き、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして、その職責を適切に遂行できる人物として監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
3	<p style="text-align: center;">た なか とし あき 田 中 俊 章 (1950年1月28日生)</p> <p style="text-align: center;">新任 社外</p>	<p>1972年4月 大蔵省北九州財務局入局 2000年7月 福岡財務支局理財部主計課長 2001年7月 東北財務局証券取引等監視官 2003年7月 福岡財務支局理財部検査監理官 2004年3月 福岡財務支局退職 2004年4月 国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院事務部次長 2005年1月 国家公務員共済組合連合会 浜の町病院事務部次長 2005年4月 国家公務員共済組合連合会 浜の町病院事務部長 2012年4月 独立行政法人中小企業基盤整備機構 九州本部共済普及専門員 2018年6月 当行監査役 現在に至る</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 元大蔵省に勤務していたことから、行政面からの金融機関に関する専門的な知識、経験を有しております。2018年から社外監査役を務め、公正中立・適時適切な意見・助言を述べております。引き続き、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして、その職責を適切に遂行できる人物として監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	0株
4	<p style="text-align: center;">いけ だ たくみ 池 田 巧 (1949年11月28日生)</p> <p style="text-align: center;">新任 社外</p>	<p>1968年4月 佐賀県庁入庁 2006年4月 同県土づくり本部長 2008年6月 佐賀ターミナルビル株式会社常務取締役 2008年6月 株式会社ANAエアサービス佐賀取締役 2009年6月 佐賀ターミナルビル株式会社取締役社長 2011年7月 佐賀県代表監査委員 2018年9月 公益財団法人佐賀県産業振興機構監事（非常勤） 2019年6月 当行監査役 2019年10月 一般財団法人量子医療推進機構監事（非常勤） 現在に至る</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 佐賀県庁入庁後、県土づくり本部長や佐賀ターミナルビル株式会社取締役社長、佐賀県代表監査委員を歴任するなど、幅広い知識、経験を有しております。2019年から社外監査役を務め、公正中立・適時適切な意見・助言を述べております。引き続き、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして、その職責を適切に遂行できる人物として監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 井寺修一氏、田中俊章氏、池田巧氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
3. 井寺修一氏は、現在、当行の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
田中俊章氏は、現在、当行の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
池田巧氏は、現在、当行の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について当行は社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者井寺修一氏、田中俊章氏、池田巧氏は、現在当行社外監査役としてすでに責任限定契約を結んでおりますが、選任後も当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
5. 当行すべての役員（取締役及び監査役）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

2022年6月29日定時株主総会後の当行取締役(予定)

① 社内取締役

氏名	役職	専門性と経験						
		経営戦略	法務・高度 なリスクマ ネジメント	営業 コンサル ティング	財務 会計 審査	市場運用	DX 事務	人事 労務
陣内 芳博	取締役会長	○	○	○	○	○	○	○
坂井 秀明	取締役頭取 (代表取締役)	○	○	○	○	○	○	○
堤 和幸	専務取締役 (代表取締役)	○	○	○	○	○		○
中村紳三郎	常務取締役D I 本部長	○	○	○	○		○	○
鵜池 徹	常務取締役営業統括本部長	○	○	○	○	○		○
山崎 繁行	常務取締役業務統括本部長	○	○	○	○			○
高祖 浩	取締役佐賀南ブロック長 兼本店営業部長兼呉服町支店長	○		○	○			○
口石洋一郎	取締役営業統括本部副本部長 兼営業統括部長	○		○	○			○
野口 誠	取締役業務統括本部システム部長	○		○	○			○

※上記スキルは保有するスキルの一部であり、すべての知見や経験を表すものではありません。

② 社外取締役・監査等委員である取締役

氏名	役職	期待される分野				
		企業経営	学識経験	法律	財務 会計	地方行政
古舘 直人	取締役 (社外)	○			○	○
富吉賢太郎	取締役 (社外)	○	○			○
城野 吉章	監査等委員である取締役	○			○	
井寺 修一	監査等委員である取締役 (社外)	○		○		
田中 俊章	監査等委員である取締役 (社外)	○			○	○
池田 巧	監査等委員である取締役 (社外)	○				○

※上記スキルは保有するスキルの一部であり、すべての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、2012年6月28日開催の第83期定時株主総会において月額1,900万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、月額1,900万円以内（うち社外取締役76万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告46頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更し、また対象者を「監査役」としている部分は、「監査等委員である取締役」と変更すること等を予定しております。

本議案は、経済情勢、当行の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を月額290万円以内と定めることとさせていただきます。

第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」に記載のとおり、本議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改訂することを予定しております。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであります。

また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当行の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2012年6月28日開催の第83期定時株主総会において、賞与を含めた取締役に対する金銭報酬とは別枠で年額6,000万円以内の範囲で割り当てることをご承認いただき今日に至っておりますが、当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、第5号議案による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額「月額1,900万円以内（うち社外取締役76万円以内）」とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額6,000万円以内」の範囲で割り当てることとさせていただきたいと存じます。

具体的な報酬等の額については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価格に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する支給時期、配分等は、取締役会の決議により決定させていただきたいと存じます。

現在の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は9名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は9名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

新株予約権の内容および新株予約権の付与を相当とする理由は、次のとおりであります。

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数：事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の個数は、4,000個を上限とする。

目的となる株式の種類及び数：新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。

なお、当行が当行普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の効

力発生の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当行が合併、会社分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2)新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算定した価額を払込金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込に代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4)新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(5)新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、各新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(6)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7)新株予約権の取得に関する事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(5)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(8)その他新株予約権の内容

上記(1)から(7)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

2. 新株予約権の付与を相当とする理由

当行の「取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針」に基づき、当行の企業価値を反映した株価と報酬の連動性を高めることを目的として、取締役に対するストックオプションを付与するものであります。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.82%と、その希薄化率は軽微です。

さらに、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告46頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針について、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿って取締役に株式報酬型ストックオプションを付与するために必要かつ相当な内容です。

以上から、本議案に基づく新株予約権の付与は相当であると判断しております。

以 上

第93期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【当行の主要な事業内容】

当行は、本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

【金融経済環境】

2021年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの断続的な感染再拡大により、景気は依然として厳しい状況にありますが、輸出の緩やかな増加や生産の持ち直しが続いており、企業収益についても持ち直しの動きとなりました。

当行の主要営業基盤である北部九州の経済につきましても、所得環境に弱い動きが見られるものの、雇用は緩やかに持ち直しつつあり、また、自動車関連を中心に生産活動は増加基調にある等、景気の持ち直しが続いております。

金融業界につきましては、マイナス金利政策が継続する資金運用環境下、企業向け貸出や個人ローンマーケットにおいて、金利は極めて低水準で推移しています。一方、今後、米欧の金融緩和政策縮小による金利環境の動向や、ウクライナ情勢が与える影響等について充分注視する必要があります。

【事業の経過及び成果】

○第16次中期経営計画

こうした金融経済環境のなか、当行は2019年度からスタートした第16次中期経営計画（2019年4月1日～2022年3月31日）の最終年度を迎えました。「このまちで、あなたと・・・地域の活力を未来へつなぐ銀行」を目指す姿とし、その基本方針に「コンサルティングを起点とする営業態勢の構築と生産性向上による効率化を進め、対顧客利益の黒字化を実現します。」「地域経済の活力となる良質な金融サービスを提供し、さらなる金融仲介機能の向上を実現します。」の2つの項目を掲げ、これら基本方針に全役職員一丸となって取り組んだ結果、一般的には「本業利益」と言われる2021年度の「対顧客利益」は、前事業年度比12億14百万円増加の26億12百万円となり、9期ぶりに黒字となった前期に引き続き2期連続の黒字となりました。

2022年4月1日よりスタートした第17次中期経営計画では、10年後の当行グループの“ありたい姿”からバックキャスト思考で考え、“地域の発展なくして当行グループの発展なし”という地域銀行グループとしての使命を再認識し、当行グループ一体となってステークホルダーの期待に応え、地域の将来に亘る発展・成長を支え続けていくため、マーケットインの発想でお客さま起点の戦略に取り組み、サステナブルなビジネスモデルを確立してまいります。

○店舗・チャネル

店舗などのお客さまとのチャネルにつきましては、お客さまのニーズや動向を踏まえた上で、見直しを実施しました。

有人店舗につきましては、2021年8月に兵庫支店（さざんパーソナルプラザ佐賀）を新たなコンセプトの個人特化店として旧呉服町支店跡地に移転しました。2021年11月に北方支店大町出張所を大町町役場内へ移転し、有田支店、有田駅前支店、有田駅前支店西有田出張所（現有田支店西有田出張所）を新築の同一建物内へランチインブランチャ方式にて移転統合しました。新店舗には有田町役場東出張所が入居し、銀行と行政のサービスをワンストップでご利用いただけるようになりました。これにより、地元自治体庁舎へ入居した2店舗を含め、3例目となります。この他、2022年2月に八幡支店を小倉支店へ、2022年3月に武雄西支店（さざんパーソナルプラザ武雄）、鳥栖駅前支店（さざんパーソナルプラザ鳥栖）、唐津駅前支店（さざんパーソナルプラザ唐津）をそれぞれ同一建物内の武雄支店、鳥栖支店、唐津支店へ、いずれもランチインブランチャ方式にて統合しました。無人店舗（店舗外現金自動設備）につきましては、3カ所に新設し、14カ所を廃止しました。

この結果、当事業年度末の有人店舗数は本支店72カ店、出張所31カ所、無人店舗（店舗外現金自動設備）は66カ所となりました（休止中の1カ所を含みません）。

○地方創生及び事業性評価に向けた取り組み

地方創生に向けた取り組みについては、「お客さまの付加価値向上」と「地域の価値向上」の2つの面から当行グループが能動的にお手伝いすることで、活力ある地域未来の創造＝地域社会の発展に資することを目指しています。

2020年4月に新設した9つの「ブロック制」による営業態勢をベースとし、事業性評価の視点でお客さまの成長の芽、強み弱み、ニーズ、課題等についての理解を深め、お客さまとともに将来像を描き、適切なソリューションの提供によるお客さまの付加価値向上の実現に当行グループをあげて取り組んでおります。これによりこれまで多くのお客さまとコンサルティングサービス契約を締結してまいりました。

また、2021年10月には当行100%出資により銀行高度化等会社（銀行法改正により100%子会社として設立を認められた会社）である地域商社「さぎんコネクト株式会社」を設立しました。この地域商社では食品を中心としたお客さまの販路拡大支援のほか、お客さま同士の新たな繋がりへの創出による新商品開発など、地域と連携した面的な取り組みによる地域の価値向上に繋がる活動を行ってまいります。

さらに、2021年12月には、地域の魅力を全国に発信するための新たな試みとしてSNSの運用を開始したほか、地方創生に向けた各種連携協定を締結しました。当行は今後もこのようなお客さまの付加価値向上、地域の価値向上への取り組みを通じ、持続可能な地域社会の形成に深く関わってまいります。

○取扱商品・サービスなどの拡充

当行グループはお客さまの悩みや課題を解決する「コンサルファーム」となるべく、取扱商品・サービスの拡充に取り組んでおります。

事業者のお客さま向けには、事業承継支援やM&Aなど、お客さまに寄り添う取り組みを、営業店・本部一体となって積極的に行っております。少子高齢化の進展に伴う事業承継ニーズの高まりや多様化する事業承継の形態に対応するため事業承継ファンド「さぎんブリッジファンド」を設立したほか、コンサルティングサービスをご利用していただきやすくするためにメニューの一部について小口パッケージ化を行いました。これらの取り組みは、コンサルティングの根幹となる事業性評価の再構築に繋がるとともに、お客さまの経営課題や事業承継のニーズに幅広く対応できるサービスラインアップの充実が図れたことで、ご相談いただく件数も増加しております。

個人のお客さま向けには、住宅資金や資産形成、相続など専門性を要する相談ニーズに対応するため、「兵庫支店（さぎんパーソナルプラザ佐賀）」を個人特化店としてリニューアルオープンしたほか、お客さまへの資産運用サービスの一層の充実を目的として100%子会社である株式会社佐銀キャピタル&コンサルティングにて金融商品仲介業務を開始しました。当行グループは今後も「人生100年時代のライフコンサルタント」を目指し、グループ一体となって質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

一方、デジタル化の急速な進展やお客さまニーズの多様化など、環境は目まぐるしく変化しています。当行においても、お客さまの手書き記入負担を軽減するタブレット、窓口受付システム「SmileUp（スマイルアップ）」の本格導入や、お客さまのご質問に迅速丁寧にお応えする「クラウド型FAQ（よくあるご質問）サービス」の導入等を実施しました。今後も多様なお客さまのニーズにお応えするため、インターフェイス（お客さまとの接点）の充実やデジタルプラットフォームの構築等、DX（デジタルトランスフォーメーション）に積極的に取り組んでまいります。

○SDGsへの取り組み

2022年1月より「さざんSDGs取組支援・宣言サポートサービス」の取扱いを開始し、地元企業のSDGsの取り組み促進に向けた支援を行っています。本サービスはお客さまの現状の取り組み評価に基づいて対話を行い、今後のSDGsの取り組みを表明する「SDGs宣言」の策定及び実行の支援を実施するもので、2022年3月までに68件をお引受けしております。

2020年6月よりお取扱いしているSDGs私募債「地域の芽 未来の芽・育む債」については、当事業年度新たに110件／64億円（累計259件／155億円）をお引受けし、SDGs私募債発行に伴う引受手数料の一部を活用して、12百万円をSDGsの普及拡大や社会的課題解決への取り組みを行う団体へ寄付および寄贈しております。

また、前事業年度に続き、各事業者の方や地域が抱える課題等に対して、お客さまとともに解決の道を探る議論を行うため、「SDGs異業種交流会」を2021年10月から12月にかけてブロック別に計9回開催いたしました。当交流会では、ウィズコロナ、アフターコロナに向けて、「将来のビジネスモデルの変化に向けた取り組み」や「SNSを活用したマーケティング」などブロックごとに設けたテーマに沿って活発な交流が行われ、お客さま同士の新たな結びつきが数多く生まれています。

さらに、当行自体の取り組みとして2022年3月には、脱炭素社会の実現に向けた地域の取り組み機運を高めるべく、地元の電力会社と連携協定を締結し、地域の脱炭素化を推進していくことを公表いたしました。

今後も、金融の枠を超えた幅広い視点で、地域の課題解決や産業の振興に努め、地域の持続的な成長・発展に貢献してまいります。

以上のような取り組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

○預金・貸出金等

2022年3月末の預金残高は、個人預金が674億円、一般法人預金は103億円伸びたことで、前事業年度末比882億円増加し2兆7,924億円となりました。

貸出金残高に関しましても、政府系向けや中小企業さま等への貸出が増加したことで、前事業年度末比1,295億円増加し2兆1,545億円となりました。

有価証券残高につきましては、将来の金利変動リスクを考慮しながら資金の有効な運用に努めており、前事業年度末比610億円増加し6,704億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は、前事業年度末と比べて利益の積み上げ等により自己資本の増加があったものの、リスクウェイトの高い貸出金の増加を主因にリスクアセットの増加があったことにより、前事業年度末比0.10ポイント減少し8.01%（速報値）となりました。

不良債権（金融再生法開示債権）比率は、2021年3月末の2.09%が2022年3月末には2.04%となりました。

○損益状況

経常収益は、貸出金利息が前事業年度比12百万円増加したことや、有価証券利息配当金が8億7百万円増加したことに加え、役務取引等収益が3億27百万円増加したこと等により、前事業年度比28億62百万円増加し360億21百万円となりました。

経常費用につきましては、貸倒引当金繰入額が9億32百万円増加したものの、営業経費が18億28百万円減少したこと等から、前事業年度比16百万円減少し293億78百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度比28億78百万円増加し66億43百万円となりました。

また、当期純利益につきましては、経常利益の増加を主因に、前事業年度比17億24百万円増加し40億40百万円となりました。

[当行が対処すべき課題]

昨今、新型コロナウイルスの感染拡大は、世界経済や国内経済に大きな影響を与え、いまだ予断を許さない状況にあります。当行グループとしましても、ウィズコロナの中で新しい生活様式への変化やDX化がもたらすお客さまニーズの変化等を的確に捉え、これまで以上に地域のお客さまに寄り添って、さまざまな課題解決に取り組んでいく必要性を強く感じています。

また、世界的なインフレの進展、ウクライナ情勢がもたらす資源高や円安など金融環境の転機に迅速に対応していく必要があります。

第16次中期経営計画では、コンサルティング起点の営業態勢への移行や生産性向上に向けたBPR等の効率化施策に取り組んでまいりました。その結果として最重要課題であった対顧客利益の黒字化を実現するなど、着実に歩みを進めてまいりました。

しかし一方で、非金融分野での地域への貢献やDX化によるサービスのご提供などには課題が残りました。

2022年4月からは、ブロック（地域）内へ専門スキルを持つ行員配置をさらに拡充し、現場力をさらに高め、お客さまに“地域ワンストップ”で質の高いソリューションや情報を提供してまいります。また、地域振興の観点から、課題を抱えたお客さまの企業支援や再生支援という極めて重要な役割を担っていくため、企業再生に主体的に取り組む部署として審査管理部企業経営サポート室を経営サポートグループとして営業支援部内に移設し、コンサル領域を拡大（コンサル空白地帯を無く）し、お客さまのライフステージに応じた適切なソリューションを提供する態勢（コンサルファーム態勢）を整備しています。

当行は2022年3月に創業140年を迎えました。2022年4月からスタートした第17次中期経営計画では、創業150年を迎える10年後の当行グループのありたい姿“金融の枠を超えて地域を支え続ける総合サービス企業グループ”からバックキャスト思考で考え、“地域の発展なくして当行グループの発展なし”という地域銀行グループとしての使命を再認識いたしました。持続可能な地域社会・経済の実現のために、「このまちで、あなたと・・・金融の枠を超えて地域の価値向上を実現する銀行グループ」となることを目指し、当行グループ全役職員が一丸となって取り組んで努力してまいりますので、株主の皆さま、お客さま、さらに地域の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	2,290,853	2,377,904	2,704,160	2,792,455
定期性預金	776,034	767,859	770,214	763,842
その他	1,514,819	1,610,044	1,933,946	2,028,613
貸 出 金	1,730,856	1,774,191	2,024,989	2,154,521
個人向け	393,269	393,987	391,059	408,469
中小企業向け	840,270	839,302	939,878	945,391
その他	497,315	540,901	694,050	800,660
特定取引資産（トレーディング資産）	—	—	—	—
特定取引負債（トレーディング負債）	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	470,826	528,229	609,365	670,424
国 債	25,361	24,884	23,292	15,067
地 方 債	194,247	211,364	238,025	261,681
その他	251,217	291,981	348,047	393,674
総 資 産	2,467,354	2,555,392	3,047,554	3,161,435
内 国 為 替 取 扱 高	21,905,777	21,740,783	22,363,960	23,236,126
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 734	百万ドル 734	百万ドル 1,059	百万ドル 1,578
経 常 利 益	3,250	4,233	3,765	6,643
当 期 純 利 益	2,630	2,311	2,316	4,040
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 157.16	円 銭 138.02	円 銭 138.13	円 銭 240.84
信 託 財 産	—	—	—	—
信 託 報 酬	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております（以下の各表における金額についても同様であります）

2. 当行は、銀行法第17条の2の規定に基づく特定取引勘定を設置しておりましたが、2019年4月1日より同勘定を廃止いたしました。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,298人
平 均 年 齢	40年9月
平 均 勤 続 年 数	18年3月
平 均 給 与 月 額	361千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員、及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
佐 賀 県	61店 (うち出張所 22)
長 崎 県	3 (// -)
福 岡 県	38 (// 9)
東 京 都	1 (// -)
合 計	103 (// 31)

- (注) 上記のほか、当事業年度末において、店舗外現金自動設備66カ所を設置しております (休止中の1カ所を含みません)。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 1. 当年度において次の店舗等の位置変更を行いました。

(位置変更)

- 兵庫支店 (佐賀県佐賀市、旧呉服町支店所在地)
- 有田支店 (佐賀県西松浦郡有田町)
- 有田駅前支店 (佐賀県西松浦郡有田町、有田支店内)
- 西有田出張所 (佐賀県西松浦郡有田町、有田支店内)
- 大町出張所 (佐賀県杵島郡大町町)
- 小倉支店 (福岡県北九州市)
- 八幡支店 (福岡県北九州市、小倉支店内)

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設、廃止いたしました。

(新設)

- 兵庫南出張所 (佐賀県佐賀市、旧兵庫支店所在地)
- 有田町役場出張所 (佐賀県西松浦郡有田町)
- 大町福母出張所 (佐賀県杵島郡大町町)

(廃止)

白山出張所（佐賀県佐賀市）
 スーパーモリナガ高木瀬店出張所（佐賀県佐賀市）
 新栄出張所（佐賀県佐賀市）
 佐賀市富士支所内出張所（佐賀県佐賀市）
 空港通り出張所（佐賀県佐賀市）
 大財出張所（佐賀県佐賀市）
 鳥栖北出張所（佐賀県鳥栖市）
 小城松尾出張所（佐賀県小城市）
 セリオ出張所（佐賀県小城市）
 唐津市役所出張所（佐賀県唐津市）
 スーパーモリナガ白石店出張所（佐賀県杵島郡白石町）
 二丈深江出張所（福岡県糸島市）
 三漕玉満出張所（福岡県久留米市）
 美しが丘出張所（福岡県筑紫野市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名または名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
 該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,060
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
社 宅 の 新 築	30
店 舗 等 の 新 築 ・ 改 築	551
事 務 機 器	63
ソ フ ト ウ ェ ア	124

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率 (注)	その他
佐銀リース株式会社	佐賀市 駅南本町 4番23号	各種設備機器のリース業務	百万円 30	% 100.00	—
佐銀信用保証 株式会社	佐賀市 大財北町 3番35号	佐賀銀行の取り扱う個人口 ーンに係る信用保証業務	百万円 50	% 100.00	—
佐銀コンピュータ サービス株式会社	佐賀市 愛敬町 7番17号	コンピュータによる情報処 理等のサービス業務	百万円 10	% 100.00	—
株式会社 佐銀キャピタル& コンサルティング	佐賀市 唐人 二丁目7番20号	有価証券の取得、保有、売 却、及びコンサルティング 業務	百万円 80	% 100.00	—
佐銀ビジネスサービス 株式会社	佐賀市 愛敬町 7番17号	佐賀銀行の文書管理、事務 代行業務等	百万円 104	% 100.00	—
さぎんコネクト株式会社	佐賀市 唐人 二丁目7番20号	卸売、小売、商談会、E C、 クラウドファンディング等	百万円 100	% 100.00	—

(注) さぎんコネクト株式会社は2021年10月4日に設立しております。

ハ. 重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(2021年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
陣内 芳博	取締役会長	佐賀商工会議所会頭	
坂井 秀明	取締役頭取 (代表取締役)		
富永 金吾	専務取締役 営業統括本部長 (代表取締役)		
堤 和幸	常務取締役		
中村 紳三郎	常務取締役 営業統括本部長 兼 D I 本部長		
鵜池 徹	常務取締役		
山崎 繁行	取締役 唐津ブロック長 兼唐津エリア長 兼唐津支店長 兼唐津駅前支店長		
牟田 日出光	取締役 佐賀南ブロック長 兼本店営業部長 兼呉服町支店長		
高祖 浩	取締役 営業統括本部副部長	株式会社佐銀キャピタル& コンサルティング代表取締役社長 さぎんコネクト株式会社代表取締役社長	
古舘 直人	取締役 (社外取締役)		
富吉 賢太郎	取締役 (社外取締役)	学校法人佐賀清和学園 理事長	
城野 吉章	常勤監査役		
井寺 修一	監査役 (社外監査役)	弁護士法人令和 池田法律事務所 代表弁護士	
田中 俊章	監査役 (社外監査役)		
池田 巧	監査役 (社外監査役)		
(当年度中に退任した役員)			
鶴田 賢二	常勤監査役		2021年6月29日退任

- (注) 1. 取締役古館直人、富吉賢太郎、監査役井寺修一、田中俊章及び池田巧の各氏は、上場している証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、役位に応じて月毎に定額で支給する「固定報酬」、当行の業績等を勘案して支給する「賞与」、当行の企業価値を反映した株価と報酬の連動性を高めるための「株式報酬型ストックオプション」（業績等を勘案し毎年一定の時期に支給）にて構成しております。各報酬割合につきましては、概ね固定報酬が8割、株式報酬型ストックオプションが2割となっております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、独立性の確保から、月毎に定額で支給する「固定報酬」のみとしております。当該方針につきましては、2012年5月11日開催の取締役会決議により決定しております。

当行の取締役及び監査役の固定報酬については、株主総会の決議により取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、同限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。また、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬については、予め定めた役位に応じた付与額および付与時期を、株主総会で定められた範囲内で取締役会の決議により決定しております。

また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、原則年1回、取締役会の諮問機関である「独立社外役員会議」において、決定方針との整合性を含めた多角的な議論がなされており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第83期定時株主総会決議において月額1,900万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、当該定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額を年額6,000万円以内、株式数の上限を年4万株（注）以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

当行監査役の金銭報酬の額は、当該定時株主総会において月額290万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式の併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。

八. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	株式報酬型 ストックオプション
取 締 役 (社外除く)	9人	220	175	44
監 査 役 (社外除く)	2人	21	21	—
社外取締役	2人	7	7	—
社外監査役	3人	11	11	—
計	16人	260	216	44

- (注) 1. 非金銭報酬等として取締役(社外除く)に対して株式報酬型ストックオプションを付与しております。当該株式報酬型ストックオプションにつきましては、2021年6月29日開催の取締役会決議に基づき、取締役(社外除く)9名に対し、新株予約権3,379個(新株予約権1個につき10株)を付与しております。権利行使の条件は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるとしております。
2. 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価は29百万円であります。
3. 役員賞与金は該当ありません。
4. 役員退職慰労金は該当ありません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
古 舘 直 人 (取締役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役の職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結しております。
富 吉 賢太郎 (取締役)	
井 寺 修 一 (監査役)	
田 中 俊 章 (監査役)	
池 田 巧 (監査役)	

(4) 補償契約

在任中の会社役員との間の補償契約
該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行すべての役員	会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当行が全額負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補するものであります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における違法・犯罪行為等を起因とする損害賠償は、保険金支払の対象外としております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
富吉 賢太郎	学校法人佐賀清和学園 理事長
井寺 修一	弁護士法人令和 池田法律事務所 代表弁護士

(注) 当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
古館 直人 (取締役)	2015年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席	日本銀行にて30年の勤務経験があり、金融機関に関する豊富な経験（学識・専門知識）を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しておりました。結果、当行取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、筆頭独立社外取締役として独立社外役員会議等において積極的な意見を述べる等、主導的役割を果たしております。
富吉 賢太郎 (取締役)	2019年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席	佐賀新聞社に永年勤務し、専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長を務めた実績があり、報道機関での豊富な経験と幅広い知識を有していることから、当該視点より監督機能を果たすことを期待しておりました。結果、当行取締役会において当該視点から積極的な発言を行うなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
井寺 修一 (監査役)	2016年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中15回出席 監査役会26回開催中26回出席	2005年の弁護士開業以来、法務実務に携わった経験により培われた法務に関する専門的な見識を活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。また取締役会や監査役会においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
田中俊章 (監査役)	2018年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席 監査役会26回開催中26回出席	旧大蔵省（現・財務省）勤務時代に携わった金融行政に関する知見や退官後の病院経営幹部としての経験を活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。また取締役会や監査役会においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。
池田巧 (監査役)	2019年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席 監査役会26回開催中26回出席	佐賀県庁勤務時代に培われた行政的な知見に加え、県庁退職後企業経営者としての経験も活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。また取締役会や監査役会においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	19	—

- (注) 1. 役員賞与金は該当ありません。
2. 役員賞与金および退職慰労金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 49,914千株
 発行済株式の総数 16,774千株（自己株式361千株を除く。）
 （注）株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 7,827名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,527千株	9.10%
明治安田生命保険相互会社	796	4.75
佐賀銀行行員持株会	724	4.32
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	542	3.23
株式会社十八親和銀行	522	3.11
株式会社肥後銀行	347	2.07
株式会社福岡銀行	307	1.83
日本生命保険相互会社	304	1.81
野田政信	283	1.69
住友生命保険相互会社	281	1.67

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式を361千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (4) 役員保有株式
 該当ありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等		その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井 真 弓	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	50	(注2)
指定有限責任社員 川 口 輝 朗	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—	

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当行監査役会は、会計監査人及び行内関係部署等から必要な資料を入手し且つ説明・報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、監査品質、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額は相当と認められたため、同意いたしております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、54百万円でありませぬ。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、その他社会的信用を失墜する等により当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続を行います。

6. 会計参与に関する事項

該当ありません。

第93期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額	金 額
経常	運用		36,021
投資	金貨	25,056	
	貸付	18,712	
	有価証券	5,796	
	預金	△0	
	預金	510	
役員	報酬	37	
	受取	7,652	
	業務	2,170	
	その他	5,482	
その他	外国金	1,118	
	債権	57	
	その他	433	
	債権	563	
	その他	65	
	株式	2,192	
	株金	1,740	
	その他	11	
経常	費用	441	
投資	金貨	367	29,378
	預金	286	
	預金	4	
	預金	△2	
	預金	78	
	預金	0	
役員	報酬	1	
	受取	3,498	
	業務	552	
	その他	2,945	
その他	外国債	1,808	
	債権	1,731	
	その他	76	
	債権	19,791	
	その他	3,911	
	債権	3,375	
	その他	259	
	債権	40	
	その他	236	
経常	利益		6,643
特別	利益	43	43
	損失		330
	損失	101	
	損失	228	
税法	引当	2,155	6,356
法人	引当	160	
法人	引当		2,316
当期	引当		4,040

第93期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	301,833	預 金	2,787,624
買入金銭債権	2,164	譲渡性預金	8,711
金銭の信託	862	コールマネー及び売渡手形	5,874
有価証券	662,989	債券貸借取引受入担保金	48,363
貸出金	2,146,060	借入金	154,154
外国為替	3,534	外国為替	148
リース債権及びリース投資資産	15,120	その他負債	28,849
その他資産	11,619	賞与引当金	614
有形固定資産	23,165	退職給付に係る負債	1,215
建物	5,175	役員退職慰労引当金	19
土地	16,428	睡眠預金払戻損失引当金	220
建設仮勘定	129	繰延税金負債	154
その他の有形固定資産	1,431	再評価に係る繰延税金負債	3,054
無形固定資産	1,021	支払承諾諾	9,233
ソフトウェア	798	負債の部合計	3,048,240
その他の無形固定資産	223	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	194	資本金	16,062
繰延税金資産	3,490	資本剰余金	13,327
支払承諾諾見返	9,233	利益剰余金	76,541
貸倒引当金	△17,231	自己株式	△978
投資損失引当金	△31	株主資本合計	104,951
資産の部合計	3,164,026	その他有価証券評価差額金	4,264
		土地再評価差額金	6,267
		退職給付に係る調整累計額	51
		その他の包括利益累計額合計	10,583
		新株予約権	250
		純資産の部合計	115,786
		負債及び純資産の部合計	3,164,026

第93期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		43,861
資金運用収益	24,502	
貸出金利息	18,674	
有価証券利息配当金	5,280	
コールローン利息及び買入手形利息	△0	
預け金利息	510	
その他の受入利息	37	
役務の取引等収益	7,957	
その他の業務収益	8,789	
その他の経常収益	2,612	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	2,611	
経常費用		36,886
資金調達費用	392	
預金利息	285	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△2	
債券貸借取引支払利息	78	
借入金の利息	25	
その他の支払利息	0	
役務の取引等費用	3,166	
その他の業務費用	8,804	
その他の経常費用	20,460	
貸倒引当金の繰入額	3,330	
その他の経常費用	732	
経常利益		6,975
特別利益		43
固定資産処分益	43	
特別損失		344
固定資産処分損失	115	
減損損失	228	
税金等調整前当期純利益		6,674
法人税、住民税及び事業税	2,382	
法人税等調整額	215	
法人税等合計		2,598
当期純利益		4,076
親会社株主に帰属する当期純利益		4,076

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我

が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。
- また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社 佐賀銀行 監査役会

常勤監査役	城野吉章	Ⓔ
社外監査役	井寺修一	Ⓔ
社外監査役	田中俊章	Ⓔ
社外監査役	池田巧	Ⓔ

以上



佐賀銀行